

改正

平成7年4月1日規則第74号

平成11年3月30日規則第30号

平成12年4月1日規則第160号

平成14年7月16日規則第69号

令和5年5月12日規則第64号

高知県県営林規則をここに公布する。

高知県県営林規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県営林の模範的林业経営をすることにより、民有林の振興に寄与し、森林資源の保続培養と治山治水に資することを目的とし、その適正な経営を行なうため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において県営林とは、高知県県営林事業特別会計に属するものであって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 県有林 県が所有し、県において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した森林原野
- (2) 県行造林 県が県行造林契約を締結し、県において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した森林原野
- (3) 県有部分林 県有林のうち、県有部分林契約を締結した森林原野

2 この規則において県行造林契約とは、県が土地所有者から地上権の設定を受けた土地に造林し、その収益を分収することを内容とする契約をいう。

3 この規則において県有部分林契約とは、県が所有する森林原野について、県以外の者に造林させ、その収益を分収することを内容とする契約をいう。

(経営計画)

第3条 知事は、経営計画を定めて、県営林の経営を行なうものとする。

2 前項の経営計画は、公共性、保続性及び収益性との合理的な調和を図ることを基本的方針とし、地域森林計画に即して定めるものとする。

(境界の確定等)

第4条 知事は、県営林の境界については、関係者の立会を求めて確定するものとする。

2 知事は、前項の境界を明らかにするため、境界標柱を設置するほか必要に応じ標識、制札等を設置するものとする。

(契約の存続期間)

第5条 知事は、県営林における契約の存続期間を、次により約定するものとする。

- (1) 県行造林契約 30年以上
- (2) 県有部分林契約 50年以内

(収益分収の割合)

第6条 知事は、県営林地より生ずる収益の分収については、次の各号に掲げる割合を標準とし、地代及び造林費等を考慮して約定するものとする。

- (1) 県行造林 県 10分の6 土地所有者 10分の4
- (2) 県有部分林 県 10分の3 造林者 10分の7

(県営林の取得等)

第7条 知事は、県営林の経営のため必要があると認めたときは、県有林とするための土地を取得し、又は県行造林契約若しくは県有部分林契約を締結するものとする。

2 前項の県行造林契約及び県有部分林契約（以下「造林契約」という。）を締結するときは、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 造林契約の目的である森林原野の所在地及び面積に関すること。
- (2) 造林契約の存続期間に関すること。
- (3) 植栽すべき樹種及び面積に関すること。
- (4) 植栽の期間及び方法に関すること。
- (5) 保育及び管理の方法に関すること。
- (6) 伐採の時期及び処分の方法に関すること。
- (7) 収益の分収の割合に関すること。
- (8) 損害の賠償に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、造林契約に関し必要な事項

(造林契約の変更又は解除)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、造林契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することがある旨を約定するものとする。

- (1) 公用又は公益事業のため必要があると認めるとき。
- (2) 天災その他の理由により、造林契約の目的を達成することができないと認めるとき。
- (3) この規則又は造林契約の条項に違反したとき。

2 前項各号以外の理由により、造林契約の変更又は解除の必要が生じた場合は、造林契約の当事者が協議して定めるものとする。

(造林木の所有)

第9条 造林契約に基づき造林した樹木のうち、県行造林に係るものについては県の所有とする。

ただし、特別の事情がある場合は、県と土地所有者との共有とすることができる。この場合の持分の割合は、収益分収の割合に等しいものとする。

2 造林契約に基づき造林した樹木のうち、県有部分林に係るものについては、県と造林者との共有とし、共有の持分の割合は収益分収の割合に等しいものとする。

3 前2項の場合において、造林に着手した後天然に生育した樹木及び造林に着手する前から存立する樹木（あらかじめ土地所有者のものとして存置することを定めたものを除く。）で、造林契約に基づき造林した樹木とともに生育させるものは、当該造林した樹木とみなすものとする。

(造林木の処分等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、造林木を売払その他の方法をもって処分するものとする。

- (1) 第3条の規定による経営計画に基づき伐採するとき。
- (2) 病虫害の防除その他森林保護のため伐採を必要とするとき。
- (3) 造林地における災害の発生による危険防止及びその復旧のため必要があるとき。
- (4) 県営林の用途を変更するとき。
- (5) 搬出その他の理由により、支障木等として伐採を必要とするとき。
- (6) 公用、公共用又は公益のため伐採を必要とするとき。
- (7) 造林契約を変更又は解除したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の処分をしたときは、県行造林及び県有部分林については、すみやかに収益の分収を行なうものとする。

(支障木の伐採)

第10条の2 知事は、県営林における支障木の伐採について申請があった場合、特に経営に支障がないと認めるときは、当該伐採を承諾することができる。

2 前項の規定により伐採をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県行造林に係るものについては、土地所有者の承諾書を添付しなければならない。

(県営林地の貸付け等)

第11条 知事は、公用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は経営に支障がないと認めるときは、県営林地を貸し付け、又は使用させることがある。

2 前項の場合において、借受け又は使用をしようとする者は、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県行造林に係るものについては、土地所有者の承諾書を添付しなければならない。

3 県有林地の貸付料又は使用料の額は、県の普通財産の貸付料算定基準によるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

4 県行造林地に係る貸付料又は使用料は、土地所有者の収入とする。

(産物の採取)

第12条 知事は、県行造林地における産物のうち、次の各号に掲げるものについて土地所有者から採取の申請があったときは、調査のうえ承諾することがある。

- (1) 土石、下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及びきのこの類
- (3) 手入れのため伐採する枝条の類

2 前項の場合における申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(補償金の徴収)

第13条 知事は、造林契約の相手方の責めに帰する理由により当該契約を変更若しくは解除したとき、支障木の伐採を承諾したとき、又は県営林地の貸付け、使用その他の理由により被害を生じたときは、補償金を徴収するものとする。ただし、特別の理由があるものについては、知事は、補償金を減額又は免除することがある。

2 前項の補償金の額の算定については、知事が別に定める。

(土地所有者の協力)

第14条 知事は、県行造林の保護管理のため、次の各号に掲げる事項について、土地所有者に協力を求めるものとする。

- (1) 火災の予防及び消防に関すること。
- (2) 盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び防止に関すること。

(3) 有害鳥獣及び病虫害の予防並びに駆除に関すること。

(4) 境界標柱等の保存に関すること。

(売買契約書の締結)

第15条 造林木の売買契約は、知事が別に定める契約書により締結するものとする。

(収穫調査及び評価)

第16条 知事は、造林木を処分しようとするときは、あらかじめ収穫調査を行なうものとし、その評価に当たっては、知事が別に定める算定方式によるものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日規則第74号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第30号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規則第160号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年7月16日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年5月12日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第10条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請人 住 所
氏 名

県営林地内の支障木伐採申請書

県営林地について、下記のとおり支障木の伐採が必要となりましたので、高知県県営林規則第10条の2第2項の規定により申請します。

記

1 申 請 場 所

2 申 請 面 積

3 支障木の樹種、
林齢及び本数

4 申 請 の 目 的

5 申 請 期 間

6 伐 採 補 償 金 高知県県営林規則第13条第2項の規定により知事が別に定める額

7 条 件

(1) 期間を県の都合により短縮されても異議なくこれに従います。

(2) 故意又は過失による火災、誤伐その他により県に損害を与えた場合は、県の認定どおりの損害補償の責めに任じます。

添付書類 1 申請場所及び申請面積を示した図面（位置図（縮尺50,000分の1）、施業図（縮尺5,000分の1）及び地積測量図）

2 県行造林に係るものについては、土地所有者の承諾書

年 月 日

高知県知事 様

申請人 住 所
氏 名

県営林地貸付（使用）申請書

県営林地について、下記のとおり貸付けを受けたいので（使用したいので）、高知県県営林規則第11条第2項の規定により申請します。

記

1 申請場所

（図面添付）

2 申請面積

（ 〃 ）

3 申請の目的

4 申請期間

5 条 件

（1） 期間を県の都合により短縮されても異議なくこれに従います。

（2） 故意又は過失による火災、誤伐その他により県に損害を与えた場合は、県の認定どおりの損害賠償の責めに任じます。

年 月 日

高知県知事 様

申請人 住所
氏名

県行造林地産物採取申請書

県行造林地において、下記のとおり産物を採取したいので、高知県営林規則第12条の規定により申請します。

記

- | | |
|-----------|--------|
| 1 申請場所 | (図面添付) |
| 2 申請面積 | (") |
| 3 採取物及び数量 | |
| 4 採取期間 | |
| 5 搬出方法 | |